

# 基金情報

No. 31

平成16年9月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

## 平成16年8月・主要事業概況

事項	8月末数	対前月増減数	事項	8月末数(累計)	
事業所数(件)	260	-1	年金掛金	調定額(円) 561,561,700	
加入員数(人)	男子	6,267	-41	収納額(円)	558,541,526
	女子	2,598	-25	収納率	99.5%
	計	8,865	-66	事務費掛金調定額(円)	33,122,862
平均標準給与月額(円)	男子	349,169	352	資産運用	信託資産額 277億万円
	女子	223,891	-63		修正総合利回り -0.48%
	計	312,455	309		ベンチマーク差 -0.70%
受給者数(人)	5,353	24	慶弔金	39件 79万円	
平均年金額(円)	445,286	9,152	保養所利用者数	1,663人	

## 平成15年度・決算代議員会開催 …不足金を給付減額と掛金引上げにて解消…

### 累積不足金52億1,106万円

平成16年9月16日に開催された第83回代議員会において、平成15年度の決算が承認されました。

平成15年度の年金経理においては、32億9,974万円の運用収益がありましたが、一方で、給付債務の増加(16億2,416万円)や資産評価調整額の減少(36億5,133万円)による費用の増加などにより、新たに11億7,702万円の不足金が生じています。これにより、平成14年度からの繰越不足金40億3,404万円と合せ、累積不足金は実に52億1,106万円に及んでいます。

### 平成15年度・年金経理決算概要

科	目	金額(円)
収益勘定	掛金等収入	2,068,456,037
	政府負担金	11,629,516
	運用収入	217,529,107
	特別収入	3,299,735,004
	未償却過去勤務債務増加額	348,045
費用勘定	特別調整金	55,400
	計	4,034,039,229
	年金給付費	1,362,056,000
	移換出金	2,311,988,258
	信託報酬	215,893,969
勘定	投資顧問料	3,074,392
	業務委託費	65,079,671
	運用コンサルティング料	28,020,300
	指定年金数理人費	20,967,728
	資産評価調整減額	6,300,000
	給付債務増加額	630,000
	未償却過去勤務債務減少額	3,651,329,000
	繰越不足金処理金	1,624,161,000
	計	4,243,425,007
	差引計	4,034,039,229
		-5,211,060,216

## 不足金解消による掛金引上げ幅を給付減額により抑制

### 20年償却の特別掛金設定

不足金が国が示す基準額(許容繰越不足金額)を超えた場合は、特別掛金(事業主負担)を設定し、不足金の解消を図ることとなっています。

国が示す許容繰越不足金額は41億5,929万円であり、当基金の不足金はそれを10億5,177万円も上回っています。

このため、不足金を20年の償却期間による特別掛金で解消することが代議員会で決定されました。

### 事業主負担軽減のため50%の給付減額

また、代議員会は、特別掛金による事業主の負担を軽減するための給付減額割合を50%と決定しています。

52億1,106万円の不足金を解消するために必要な特別掛金率は1.4%ですが、50%の給付減額により特別掛金を0.8%に下げることができま

### 特別掛金率0.9%にて3年間の段階的引上げ

さらに、代議員会では、急激な事業主の負担増を緩和するため、特別掛金率を3年間で段階的に引上げることも決定されています。

この場合、完全な引上げを遅らせることとなるため、0.8%の特別掛金率は0.9%に拡大することとなります。

段階的な引上げは、平成17年・平成18年・平成19年の各4月から0.3%ずつを加算(引上げ)することにより実施することとなります。

## 給付減額は過去・将来の加入員期間を対象

給付減額は、次の内容により実施することが代議員会で決定されました。

- 減額割合  
上乗せ部分を50%減額(給付乗率を1.4%→0.7%とする)
- 減額対象  
給付減額実施日前後の加入員期間(過去期間及び将来期間)  
ただし、給付減額実施日前に受給権を取得している場合は、過去期間は減額の対象としない(将来期間を減額の対象とする)
- 実施日  
平成17年4月1日  
給付減額の実施については、加入員の3分の2以上の同意あるいは労働組合の同意が必要(認可要件)であり、この同意を得て規約変更(平成17年2月代議員会にて議決予定)の認可申請を行い、厚生労働大臣の認可を待つこととなります。

事業主負担の軽減・緩和を図るためには、全ての事業所において、給付減額に対する加入員の3分の2以上の同意が必要です。加入員の方々への適切なご説明により円滑にご賛同がいただけるよう、各事業主の方々のご理解とご協力をお願いいたします。

### 年金改正のポイント(実務事項)

#### ④ 規約変更の加入員周知

このたびの年金改正の中で、厚生年金基金に対し、基金の規約が変更(認可)された場合は、加入員にその内容を周知することが義務づけられました。

これを受け、先の代議員会でその方法等が審議され、迅速で簡便な周知を図るため、当「基金情報」を活用することとし、事業主の方々のご協力を得ることが決定されました。

### 規約変更内容の加入員周知のお願い

- 「基金情報」への登載  
基金は、規約変更の認可を受けたときは、遅滞なく変更内容を「基金情報」に登載し、全事業所に配付いたします。
- 「基金情報」の掲示など  
事業主の方々には、規約変更内容の登載された「基金情報」の配付がありました場合は、事業所内への掲示などの方法により、加入員に周知いただくようご配慮をお願いいたします。

### 給付減額に係る資料提供

給付減額に対する加入員毎の減額内容の資料を作成することとしました。

加入員の同意を求める際などに必要とされる事業主の方は、基金事務局にお申下さい。

### 10月の事業予定

5・7・13/給付減額に係る事業主説明会の開催

19/理事会の開催(於:「みやぎの山荘」)

**事業状況**

— 保養所の運営状況 —  
③収支状況

**運営費用の6割は受入金や戻入金で賄われる**

箱根・保養所「みやぎの山荘」の運営に要する費用は、平成15年度決算において、6,144万円となっています。利用者1人当りの費用は15,305円となります。

この費用は、利用者が負担する利用収入と業務会計や基本金からの受入金・戻入金などによって賄われています。

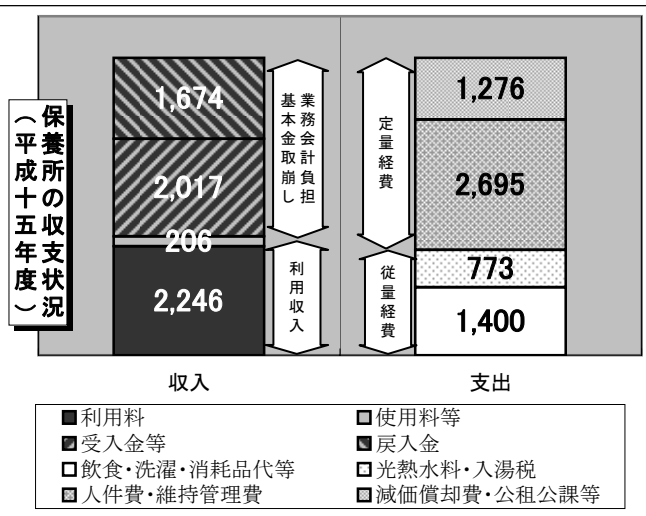
利用収入は2,452万円で費用額の39.9%に当り、利用者1人当りでは6,109円となります。残りの費用の6割(3,692万円)が受入金や戻入金などとなっています。

**維持管理費用は3,971万円**

運営費用のうち、従量経費(利用数に応じて必要となる費用)は2,173万円で、利用料収入でカバーされており、受益者負担は確保されています。

また、保養所を維持管理していくための定量経費は3,971万円に及び、この大部分の費用を受入金や戻入金で賄っていることとなっています。

しかし、業務会計からの持ち出し(受入金)や基本金の取崩し(戻入金)には限度があり、今後の保養所の運営において大きな課題となっています。



**東京都の総合基金における積立水準  
代行型基金の全てが非継続基準割れ**

去る9月16日・東京都総合厚生年金基金協議会は、東京都所在の総合基金における平成15年度決算による積立水準の実態をまとめました。

これによると、平成14年度決算時よりも回復はしているものの、191基金のうち、非継続基準(0.9)を上回った基金は31基金(16.2%)のみであり、他の160基金は基準を下回っている状況にあります。

191基金のうち18基金が代行型であり、この代行型基金においては、平成14年度決算時に続き、全ての基金が非継続基準を下回る結果となっています。代行型基金の平均積立水準値は0.644(平成14年度0.540)であり、基準値を大幅に下回っている実態にあります。

**代行割れ基金78%**

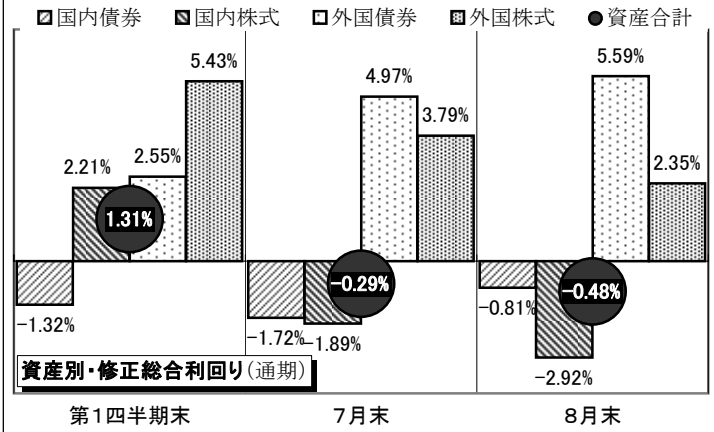
継続基準においては78%の基金(149基金)が基準(1.0以上)を下回るいわゆる代行割れとなっています。

代行型基金においては94.4%(17基金)とさらに代行割れ基金の割合は高くなっています。

継続基準においては、許容繰越不足金の仕組みが取入られており、これを考慮した代行割れ基金は全体で25.7%と大きく割合を下げているが、代行型基金においては66.7%と依然高い状況にあります。

これら基金は掛金の引上げが求められることとなります。

**年金資産の運用状況 <平成16年度>**



**基金用語**

**【資産評価調整額】**

基金の資産は、時価によって評価することとなっています。しかし、時価評価は、市場環境による運用損益により資産額を変動させ、大きな運用損失が生じた場合は掛金の引上げが伴います。

このため、毎年度の運用損益をそのまま資産額に増加減することなく、5年平均の運用損益額を上回るあるいは下回る額を資産の評価対象額とする方式(数理的評価)を採用できることとなっています。

この方式による資産の評価は、評価対象額の5分の1の額だけをその年度の運用損益として資産額に増加減し、残りの5分の4の額は翌年度以降の評価対象額に反映(先送り)されます。

これによりまず、運用収益があった場合でも先送りされてきた損失額があり、その年度での運用収益は先送り損失相当額で調整され、小さなあるいはマイナスの運用収益として資産の評価がされる(時価資産額が小さく評価される)こととなります。

逆に、運用損失が生じた場合でも先送りされてきた収益額があり、その年度の損失は小さくあるいはプラスとして資産評価されることとなります。

数理的評価は、マイナスの運用が続く状況の場合は掛金の引上げを抑える効果がありますが、運用収益のある場合は年金財政の面で理解しにくいものがあります。

なお、当基金は、この数理的評価を平成11年度から採用していますが、時価評価への移行の検討が必要かと考えられます。

(\*「資産評価調整額」は平成15年3月号でも掲載しています。)

**年金改正に伴う政省令等公布**

平成16年9月17日に、平成16年の年金改正に伴う基金関連の政省令・告示が公布されました。

- 厚生年金基金令等の一部を改正する政令(政令第281号)
- 厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第131号)
- 厚生年金基金令第36条の2第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める月を定める件(厚生労働省告示第342号)

これらの政省令改正・告示において次の事項が定められました。

- 免除料率の下限:2.4%、上限:5.0%(政令)
- 新免除料率の適用:平成17年4月(告示)
- 最低責任準備金が過去期間代行給付現価を下回った場合の政府負担金の額等、上回った場合の代行料率調整基準(1.5)(政令)
- 指定基金の要件、健全化計画期間、記載事項(政令)
- その他:基金新設要件、解散時特例分割納付関連(政令・省令)、老齢年金の支払期月・回数緩和(政令)

**基金関連・動向と状況**

	非継続基準(最低積立基準額)の状況						継続基準(責任準備金)の状況						継続基準(責任準備金+許容繰越不足金)の状況						東 総 基 調 ・ 平 成 1 5 年 度
	代行型基金		加算型基金		計		代行型基金		加算型基金		計		代行型基金		加算型基金		計		
	基金数	割合%	基金数	割合%	基金数	割合%	基金数	割合%	基金数	割合%	基金数	割合%	基金数	割合%	基金数	割合%	基金数	割合%	
0.9未満	18	100	142	82.1	160	83.8	17	94.4	132	76.3	149	78.0	12	66.7	37	21.4	49	25.7	
0.9以上	0	0.0	31	17.9	31	16.2	1	5.6	41	23.7	42	22.0	6	33.3	136	78.6	142	74.3	
計	18	100	173	100	191	100	18	100	173	100	191	100	18	100	173	100	191	100	
平均積立水準	0.644		0.790		0.776		0.856		0.930		0.923		0.987		1.128		1.114		